

筑紫野市告示第 154 号

振動規制法施行規則（昭和51年総理府令第58号）別表第2備考1及び2に規定する区域及び時間の区分を次のように変更し、この告示の日から施行する。

平成27年10月1日

筑紫野市長 藤田陽



区域及び時間の区分

振動規制法（昭和51年法律第64号）第3条第1項の規定に基づき、筑紫野市長が指定する地域（以下、「指定地域」という。）に係る同法第4条第1項の規制基準において、筑紫野市長が定める区域及び時間の区分による。

※ 平成24年4月1日筑紫野市告示第67号における指定地域の図面は、廃止するため、指定地域の変更がある際は、その変更に準じるものとする。

※ 道路交通振動の限度は、環境省令で定める基準による。